

被保険者証の更新について

現行の被保険者証については、平成26年7月31日で有効期限が到来するため、7月末までに被保険者全員へ更新した被保険者証を送付します。

なお、保険料の滞納がある場合は、一定の基準により短期被保険者証を交付します。

1 被保険者証の仕様

区 分	仕 様 等
型 式	現行サイズ（受給者証タイプ） (カードサイズでは、文字等が小さくなるため)
紙 厚	135kg (平成22年度から変更)
色 等	みず色（偽造防止加工）
文字のサイズ ・フォント	ゴシック体 11ポイント (平成22年度から変更)
有効期限	1年間（平成26年8月1日～平成27年7月31日） ※ 窓口負担割合（1割・3割）の変更による被保険者証の差し替え問題の解消や短期被保険者証を交付するため、平成22年度から有効期間を2年から1年へ変更
臓器提供に関する 意思表示欄	臓器の移植に関する法律の一部改正により、被保険者証に臓器提供意思表示欄を設けることとされたため、平成23年度から被保険者証の裏面に臓器提供意思表示欄を設けています。
被保険者証入れ (ビニールカバー)	平成22年度に全被保険者へ配布したため、今回も作成しません。 なお、新規加入者や紛失・破損等のために、市町村窓口用を作成します。
郵送交付時の配慮	封筒や台紙に気付いてもらうための表示を実施しています。 (例：封筒に 後期高齢者医療 重要書類 を表示)

2 短期被保険者証等の交付

現在交付している被保険者証の有効期限の到来に伴い、保険料の滞納者に対しては、期間が通常より短い被保険者証、いわゆる「**短期被保険者証**」を窓口交付することで、滞納者との接触の機会の確保を図り、保険料の納付や相談につなげています。

短期被保険者証の交付基準	納期限から3か月以上経過した保険料（平成26年3月末までの現年度分及び滞納繰越分）の 滞納率（未納額／調定額）が30%を超える者 。
短期被保険者証の有効期限	原則6か月証 としていますが、頻繁な納付指導が必要な場合は、市町村の判断により 3か月証 を活用することとしています。
資格証明書の対応	当広域連合では、平成23年4月1日に「 資格証明書取扱要綱 」を施行し、その運用にあたっては、厚生労働省が示す運用基準により、厳格な適用を行っていますが、 市町村における収納対策の強化により、納付状況の改善を図り、原則として、資格証明書の交付に至らないようにしています。

3 被保険者証の更新に係るスケジュール

6月20日	医療機関に対する周知・ポスター掲示依頼 <ul style="list-style-type: none">・被保険者証等の更新について・ポスターの作成（13,390部） ※還付金詐欺の防止のため、平成25年度より注意喚起の記載を追加
7月上旬 " " 7月15日 7月16日頃～	県広報紙及び市町村広報紙への掲載 短期被保険者証交付対象者へ「窓口交付案内通知」を発送 「短期被保険者証」の交付開始 「被保険者証」を市町村へ配送 市町村から「被保険者証」を交付（郵送） <ul style="list-style-type: none">・「制度のお知らせ」（リーフレット）を同封

後期高齢者医療 の被保険者のみなさまへ

平成26年8月1日から

保険証が変わります!

新しい保険証は7月末までにお届けします。

新しい保険証の有効期限は、1年間です。

ただし、保険料の滞納がある場合は、有効期限の短い保険証を交付することがあります。

7月末
まで

平成26年
8月から

後期高齢者医療被保険者証
有効期限 26年 7月31日

被保険者番号	99999999		
住所	福岡市博多区千代4丁目1番27号		
氏名	後期 太郎	男	
生年月日	昭和 5年 1月 1日		
資格取得年月日	平成 20年 4月 1日		
発効期日	平成 20年 4月 1日		
交付年月日	平成 25年 8月 1日		
一部負担金の割合	1割		
保険者番号並びに保険者の名称及び印	394099999 福岡県後期高齢者医療広域連合		

後期高齢者医療被保険者証
有効期限 27年 7月31日

被保険者番号	99999999		
住所	福岡市博多区千代4丁目1番27号		
氏名	後期 太郎	男	
生年月日	昭和 5年 1月 1日		
資格取得年月日	平成 20年 4月 1日		
発効期日	平成 20年 4月 1日		
交付年月日	平成 26年 8月 1日		
一部負担金の割合	1割		
保険者番号並びに保険者の名称及び印	394099999 福岡県後期高齢者医療広域連合		

現在お持ちの保険証は、
8月1日からご利用できません。

新しい
保険証は
みず色
です。

『**限度額適用・標準負担額減額認定証**』も更新になります。

現在、**減額認定証**をお持ちの方へ7月末までにお届けします(保険証とは別にお届けします)。

保険証・減額認定証
に関する
お問い合わせは

福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎092651-3111
お問い合わせセンター <http://www.fukuoka-kouki.jp/>

または、お住まいの市区町村の「後期高齢者医療制度担当窓口まで」

「詐欺(サギ)」に
ご注意ください!

役所の職員をかたり、医療費等の払い戻しがあるとウソの電話をかけ、ATM(現金自動預払機)を操作させて、現金をだまし取る事件が多発しています。被害にあわないようご注意ください!

